

災害時の活動マニュアル

【提供会員の心得】

- 災害時はご自身と子どもの安全を最優先し、状況によって臨機応変に対応しましょう。
- 提供会員は、決して不安を抱えたまま、無理をして活動をしないようにしましょう。
- ファミサポで加入している補償保険制度では、「地震・津波・噴火」などの天災の場合も保険対象となります。万が一、けが等があった場合はセンターに連絡を下さい。

【サポートが始まる前に確認しておくこと】

- 避難場所は、複数箇所確認しておく。(校区の小学校・中学校・公民館など)
- 避難場所への避難経路を確認しておく。
- 緊急連絡先を複数確認する。連絡のつきやすい手段(メールアドレス・LINE等)も確認し、携帯に保存しておく。(携帯は、つながりにくくなることもあるので、固定電話・公衆電話の利用も想定して、番号をメモしておくことも大切。)
- 災害時、連絡手段が途絶えた時は、伝言ダイヤル「171」で連絡を取り合えるように、使い方を確認しておく。

【地震発生時の対応について】

ケース	対応	注意点
サポート活動前に地震(震度5程度以上)が発生したら	発生当日は、原則として活動は中止	<ul style="list-style-type: none"> ・余震が来る可能性があります。あわてず冷静に、安全を最優先して行動しましょう。 ・子どもが、小学校・学童・保育園にいる場合に地震が発生したら、保護者が迎えに来るまでその場で待機する。 ※施設が避難所になっている場合は、施設にいる方が安全な場合があります。
サポート活動中に地震(震度5程度以上)が発生したら	まずは、ご自身と子どもの安全確保に全力をつくしましょう ご自身・子どもがケガをしている場合は、応急処置・治療を優先する。 子どもの安否・居場所を利用会員に連絡する。できるだけ早く子どもを保護者に引き渡せるよう相談する。	
	送迎中	ゆっくり車を止め、揺れがおさまるまで待機。 揺れがおさまったら、安全な場所に移動しましょう。 保育施設などの施設に戻って救助を得ることも検討して下さい。
	自宅で活動中	家屋、自分自身、ご家族の状態を判断し、避難を要する場合は、避難所に避難しましょう。
翌日以降の活動の再開について	安全が確保できるまでは、活動は中止	会員同士が連絡を取り合い、自分自身、家族、家屋の状態を確認しましょう。 安全を確認してから活動を再開してください。

※どんな場面でも、ファミサポの緊急携帯（080-1622-2236）に電話をかけていただいてもいいですが、アドバイザーもどんな状況かはわからないので、ご自身での判断するための準備と心構えをお願いします。

【自宅（預かり場所）の安全性について】

- 建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に着工された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。H25住宅・土地統計調査を基にした国土交通省発表数値（H27.2発表）によると、瑞穂市内の住宅総数約2万2百戸のうち約1万6千戸が「耐震化されている住宅」と推計できる。

自宅で預かる場合は、より安全な場所であることが望ましいのですが、耐震診断や、耐震化工事等は経費もかかりますので簡単にはできないと思います。市には、耐震診断や耐震化工事等に対する補助制度もありますので、興味のある方は問合せ下さい。

- 災害により自宅が被害にあった場合は、罹災証明書により一部損壊以上の場合は、補修・修繕をした後、または、安全確認をした上で活動しましょう。判定が出ていない方は、自宅の安全性を確認した上で活動しましょう。

※ちなみに、損壊がある場合は写真を撮っておくことが有効です。

【台風・豪雨・豪雪 発生時の対応について】

- 天気予報で警報が発令されそうな時は、事前に会員同士が連絡を取り合い、そういう状況でもサポートが必要かどうかを確認しあってください。お子さんの安全のためには、できるだけサポートを中止にする方は望ましいです。どうしてもサポートが必要な場合で、提供会員がサポートできない（したくない）時は、センターに連絡を下さい。（センターとしてもできないと断るか、他の人がサポートするかを判断します。）

【災害時の活動の例外について】

- 災害事由によるキャンセルは、キャンセル料金は発生しません。
- 公共交通機関が運行停止になり保護者が帰宅困難になった場合、預かり時間を延長する場合があります。また、預かり中に提供会員宅での活動が困難になった場合、避難所へ移動し、利用会員に引き渡すまでは子どもを預かり続けてもらうことがあります。もしも、続けて預かりができない状況の場合は、緊急携帯等に連絡をお願いします。

【参考】

※災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

▶ 災害用伝言ダイヤルのサービスは、録音と再生の大きく2つの機能があります。

【録音】 …… 10件まで、1伝言30秒まで、2日間保存

災害用伝言ダイヤルで安否情報の伝言を録音する場合

- ・ 災害用伝言ダイヤル171をダイヤルし、その次に1をダイヤルします。
- ・ 続いて、自分の電話番号をダイヤルして登録をします。
- ・ 登録が出来たら、自分の安否に関する情報を伝言します。
- ・ 名前、避難場所、現在の状況など、状況をもらさずに簡潔に話をするようにしましょう。
事前に伝えたいことをメモをするなど整理をして伝言を行うことを勧めます。

【再生】

災害用伝言ダイヤルに録音をされた伝言を聞く場合

- ・ 災害用伝言ダイヤル171をダイヤルし、その次に2をダイヤルします。
- ・ 続いて、連絡を取りたい人の電話番号をダイヤルして登録をします。
- ・ 連絡を取りたい人の電話番号で災害用伝言ダイヤルに伝言が残されていれば、伝言の再生がスタートします。

災害用伝言ダイヤルサービスの利用が可能な電話

災害用伝言ダイヤルサービスは、災害により電話がかかりにくくなっている地域の加入電話、ISDN、ひかり電話、携帯電話、および災害時にNTT東日本およびNTT西日本が避難所などに設置する特設公衆電話で利用をすることが出来ます。

ほとんどの電話でサービスを利用することが可能になっていると言ってもいいでしょう。

災害時に家族や知人との連絡を取る手段として、電話は非常に有効なツールとなりますので、災害用伝言ダイヤルサービスは幅広い電話の端末に対応をしています。